

「米子市障がい者計画」等の現状について 推進委員会での検討事項・策定方法について

1 「米子市障がい者計画」等の現状について

- 米子市では、令和 6 年 3 月に「米子市障がい者支援プラン 2024」を策定。
- 「米子市障がい者支援プラン 2024」は、令和 5 年度に策定委員会を計 5 回開催し、内容を検討していただいたもの。

米子市障がい者支援プラン 2024			
含まれる計画	実施年度	根拠法令	趣旨
米子市障がい者計画	R6～R15 年度 (9 年間)	障害者基本法	障がい者施策の全般に関する基本的事項を定めたもの
米子市障がい福祉計画	R6～R8 年度 (3 年間)	障害者総合支援法	障がい福祉サービスの提供体制の確保などを定めたもの
米子市障がい児福祉計画		児童福祉法	障がい児支援の提供体制の確保などを定めたもの

2 推進委員会での検討事項

○「米子市障がい福祉計画」「米子市障がい児福祉計画」の見直し

「米子市障がい福祉計画」及び「米子市障がい児福祉計画」については、障がいのある方の生活支援に係る具体的な施策である障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業、並びに障がい児福祉サービスの提供体制の整備や円滑な実施について、3 年間の実績を検証するとともに、新たな 3 年間の目標値などについて検討する。

○「米子市障がい者計画」の時点修正

現計画は計画策定から 3 年間が経過し、その間に新たな国の動向及び制度改正等も行われているため、必要に応じて修正を行う。

3 策定方法

(1) 現状分析

- ① 関係団体等からの個別ヒアリングを実施
- ② 現計画の実績等の検証

(2) 策定作業

- ① 国が示した基本計画及び基本指針、本市の実情を踏まえた事務局案を提示
- ② 推進委員会の中で意見をいただき、論点整理をし、計画(案)としてまとめていく
- ③ パブリックコメントを実施
- ④ 障害者総合支援法の規定に基づき、鳥取県に意見照会を実施
- ⑤ 委員会としての素案をまとめる